平成 25 年５月 25 日

各　位

会社名　　株式会社森精機製作所
代表者名　取締役社長　森　雅彦
（コード：6141、東証・大証第１部）
問合せ先　執行役員
広報部ゼネラルマネージャー
兼重　雄一
（TEL　052-587-1811）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年５月 25 日開催の取締役会において、定款の一部を変更することを同年６月 17 日開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．商号の変更

（1）　変更の理由

商号の変更につきましては、平成 25 年３月 21 日付「ドイツ GILDEMEISTER Aktiengesellschaft との資本・業務提携促進及び商号変更について」と題する当社プレスリリースにおいて既に開示しておりますが、GILDEMEISTER Aktiengesellschaft（以下、ギルデマイスター社）が、平成 25 年５月 17 日開催の株主総会において、その商号を DMG MORI SEIKI Aktiengesellschaft に変更することを決議したことを受け、当社は、この度、商号変更に伴う定款変更の具体的な文言についても決定し、株主総会に付議することといたしました。

（２）　新商号（英文表記）

DMG 森精機株式会社（英文：DMG MORI SEIKI CO., LTD.）

（３）　変更の条件

本商号の変更は、当社とギルデマイスター社との間の平成 25 年３月 20 日付「Cooperation Agreement（企業間協定書）」に規定するギルデマイスター社による二つの増資の登記の完了をもって、効力を生じるものとし、その旨を規定する経過措置を附則に設け、効力発生後、この附則を削除するものといたします。

（４） 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条（商号） 当会社は、株式会社森精機製作所と称する。 英文では MORI SEIKI CO., LTD.と表示する。 （新　設）	第１条（商号） 当会社は、DMG森精機株式会社と称する。 英文では DMG MORI SEIKI CO., LTD.と表示する。 附則 第１条の変更は、当会社とGILDEMEISTER AG（以下、ギルデマイスター社）との間の平成 25 年３月 20 日付「Cooperation Agreement（企業間協定書）」に規定するギルデマイスター社による二つの増資の登記の完了をもって、効力を生じるものとする。なお、本附則は当該効力発生日経過後これを削除する。

（５） 変更予定日

当社とギルデマイスター社との間の平成 25 年３月 20 日付「Cooperation Agreement（企業間協定書）」に規定するギルデマイスター社による二つの増資の登記の完了後

２．目的の追加

（１） 変更の理由

当社の将来の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）19 号に『医療機器の製造、輸入、販売、並びに修理』を追加し、上記変更に伴う号の繰り下げを行うものであります。

（２） 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～18.（条文省略） （新　設） 19. 前各号に附帯又は関連する一切の事業	第２条（目的） （現行どおり） （現行どおり） 19. 医療機器の製造、輸入、販売、並びに修理 20. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

（３） 変更予定日

平成 25 年６月 17 日（月）

３．発行可能株式総数の増加

（１） 変更の理由

将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第５条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を２億株から３億株に増加させるものであります。

（２） 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、２億株とする。	第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、３億株とする。

（３） 変更予定日

平成 25 年６月 17 日（月）

以上